

○登米市指名競争入札参加者指名基準

平成19年11月6日

告示第213号

(目的)

第1条 この基準は、登米市契約規則(平成17年登米市規則第41号。以下「契約規則」という。)の規定に基づき、市が執行する指名競争入札の参加者の資格について必要な事項を定め、指名競争入札の適正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名業者の資格)

第2条 指名競争入札に係る指名は、登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成17年登米市告示第11号。以下「資格審査等規程」という。)第5条の規定に基づく資格審査を受け、資格を有すると認めた者(以下「有資格者」という。)から行うものとする。

(資格者の格付けと指名)

第3条 指名競争入札における指名は、資格審査等規程別表第1の(1)で規定する格付け基準における発注工事の種類と等級に従い格付けされたものから、同表の(2)で規定する工事発注基準における発注工事の種類と等級に応じた工事請負金額の範囲に従い行うものとする。

ただし、資格審査等規程第3条で規定する建設業法における経営事項審査の総合評定値の無いもの及び建設業法の許可を受けていないものは、250万円未満の工事に限った指名とする。

(指名基準)

第4条 業者の選定は、発注工事又は業務の施工場所と有資格者の本店(社)の所在地を基本として、発注工事の種類と等級区分ごとに、登米市内有資格者を本店(社)所在地によりグループ化し指名することを基本とし、その取り扱いは別に定めるものとする。

なお、専門性や技術力が求められる工事等については、登米市内に営業拠点を置く業者、宮城県内に本店又は営業拠点を置く業者も指名することができるものとする。

2 前項による業者選定にあたり、直近下位の等級に属する業者を加え指名する場合には、指名業者数の50パーセントの範囲内とする。

3 次の各号の一に該当する工事については、前2項の規定に関わらず、施行能力、施工実績、信用度及び発注時期における受注条件等を勘案して指名することができるものとする。

(1) 災害応急復旧工事

(2) 技術的に特殊な工事及びこれに関連する工事

- (3) 地域的に特殊な条件を持つために一般の基準によりがたい工事
- (4) 有利な価格で契約ができる見込みのある工事
- (5) 同年度内で増工し、請負金額の等級が上位等級となる見込まれる工事
- (6) 短期間で完成を要する工事

(指名業者数)

第5条 指名競争入札に係る指名業者数は、次のとおりとする。

- (1) 1,000万円以上の場合 10社以上
- (2) 500万円以上、1,000万円未満の場合 7社以上
- (3) 130万円を超え、500万円未満の場合 5社以上

附 則

この告示は、平成19年11月6日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。